

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において船員保険の被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格取得日を昭和20年2月22日、資格喪失日を昭和21年7月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年2月22日から同年4月1日まで  
② 昭和20年5月1日から21年7月17日まで

私は、申立期間、A社のB丸に乗船し、朝鮮半島などに渡航していた。昭和21年になって、石炭の輸送で国内の港を往復していた時期に親戚に会い、C社に入社することになったため、A社を退社した。

社会保険事務所の記録では、その時期の船員保険加入記録としては昭和20年4月1日から同年5月1日までの1か月間しかないとのことであったので、社会保険事務所やA社に問い合わせたところ、平成元年10月に、A社から「船員保険被保険者台帳には記録が無いものの、昭和20年2月22日から21年3月29日まで乗船していた記録がある。」との回答をもらった。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録により、申立人が昭和20年2月22日に同社のB丸に乗船し、21年7月24日に希望退職したことが確認できる。

また、昭和21年9月までD県（現在のD社会保険事務局）で管理されていたA社の船員保険被保険者名簿においては、資格取得日及び資格喪失日の記載は無いものの申立人の氏名が確認できるとともに、21年10月以降E県（現在のE社会保険事務局）で管理されていた同社の被保険者名簿においては、資格取得日の記載は無いものの資格喪失日が21年7月17日と記載されており、申

立人が同日まで船員保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、社会保険庁保管の船員保険被保険者台帳（旧台帳）においては、船舶名及び資格取得年月日の記載は無いものの、資格喪失日が昭和 21 年 7 月 17 日と記載されている。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の被保険者記録について、昭和 20 年 4 月 1 日資格取得、同年 5 月 1 日資格喪失と確認できるが、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳のいずれの記録とも一致していない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所の記録管理は適正とは言い難く、人事記録及び船員保険被保険者名簿並びに船員保険被保険者台帳から判断し、事業主は、申立期間に対応した船員保険被保険者資格に係る届出を行っていたと考えるのが自然であり、事業主は、昭和 20 年 2 月 22 日に申立人が資格取得した旨の届出を、また、21 年 7 月 17 日に資格喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条に基づき、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年6月から8年1月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年11月21日まで

社会保険庁の被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が、平成7年6月から8年1月までの間は36万円が18万円に訂正され、同年2月からは9万8,000円とされているとのことであったが、申立期間の給与はもっと高額であったと記憶している。

社会保険事務所で不適切な事務処理があったことは間違いないので、再調査の上、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

なお、私は会社での厚生年金保険の手続には一切関与しておらず、取締役となっていたことも知らなかった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年6月から8年1月までの期間については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立期間の標準報酬月額を36万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成8年11月21日）の後の同年11月28日付けで、申立期間の標準報酬月額を遡<sup>そきゅう</sup>及して18万円に引下げている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間前の平成7年1月分及び同年5月分の給与総額が40万円とされ、当該給与総額による標準報酬月額に係る厚生年金保険料被保険者負担分として33,825円が控除されていることが確認できる。また、申立期間中である同年10月31日には、申立人名義の普通預金通帳にA社から申立人に対して、32万8,525円が給与とし

て振り込まれており、当該振込額に保険料控除額、所得税及び振込手数料相当分を加算すると給与総額が40万円となることが推認できるなど、同年6月からの標準報酬月額が18万円とされる理由は見当たらない。

また、申立人は、A社で「運転手として配送業務を行っていた。」と供述しているところ、一緒に働いていた息子は、「申立人は運転手として配送の業務を行っており、厚生年金保険の手續に携わっていなかった。」と供述しており、家族以外の第三者である同僚も、「会社の経営者は申立人の息子であったと認識していた。」と供述をしており、申立人が、平成8年11月28日付けの標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正に係る事務処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年6月から8年1月までの期間については、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年2月から同年10月までの期間については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、平成8年2月からの標準報酬月額を、36万円から9万8千円とする随時改定の処理が、同年4月18日に行われていることが確認できるが、申立人が所持する普通預金通帳によると、平成7年11月以降に、A社からの給与振込みは確認できず、当該期間の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられた事実及び当該期間の給与支給の有無が確認できない。

また、当該期間に、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳、源泉徴収票等は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無く、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。